

社会福祉法人函館恵愛会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人函館恵愛会（以下「法人」という）の評議員、理事、監事（以下「役員等」という）の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(理事長の報酬等の支給)

第2条 理事長について、専任の者には報酬を支給する。

(理事長の報酬等の算定方法)

第3条 理事長に対する報酬等の額については以下の報酬を支給する。

専任の理事長 月額 1,000,000円以内の範囲で支給する。

(非常勤役員等の報酬等の支給)

第4条 理事長を除く非常勤役員等については、報酬を支給しないものとする

(規程の変更)

第5条 この規程の変更は、評議員会において、評議員の過半数が主席しその過半数をもって決議するものとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

この規程は、令和3年11月1日から施行する。